

第三 大正二年法律第九號中改正法律

案(裁判所管轄區域ニ關スル件) (政
府提出)

第一讀會

裁判所構成法中改正法律案

裁判所構成法中左ノ通改正ス
第二條ニ左ノ一項ヲ加フ

地方裁判所ハ必要ニ應シ之ヲ民事ノミ
ヲ管轄スルモノ(民事地方裁判所)又ハ

刑事ノミヲ管轄スルモノ(刑事地方裁
判所)ト爲スコトヲ得

第六條第一項中「各裁判所」ヲ「民事地方
裁判所ヲ除ク外各裁判所」ニ改メ同項ノ

前項ニ定メタル檢事ノ權限ハ民事地方
裁判所ニ關シテハ其ノ管轄區域ヲ同シ

裁判所ノ管轄スルモノ(民事地方裁
判所)ト爲スコトヲ得

第八十六條第一項ヲ左ノ如ク改メ同條第
二項中「檢事局」ヲ「區裁判所檢事局」ニ、
同條第三項中「監督書記及書記長」ヲ「書
記長及監督書記」ニ改ム

大審院大審院檢事局及控訴院ノ書記課
ニ書記長ヲ置ク控訴院檢事局地方裁判
所及地方裁判所檢事局ノ書記課ニ監督
書記ヲ置ク

第九十五條第一項ノ次ニ左ノ一項ヲ加フ
民事地方裁判所及刑事地方裁判所アル
場合ニ於テハ前項ノ委任ハ民事地方裁
判所長ニ對シ之ヲ爲ス

第一百一條 廷丁ハ大審院控訴院及地方裁
判所ニ於テハ裁判所長區裁判所ニ於テ
ハ其ノ一人ノ判事又ハ監督判事之ヲ雇
ヒ及其ノ雇ヲ解ク

第百三十三條中「裁判所書記課」ヲ「裁判
所及檢事局ノ書記課」ニ改ム

第一百三十五條ニ左ノ一項ヲ加フ
前項第四號ニ定メタル地方裁判所長ノ
其ノ支部及其ノ管轄區域内ノ區裁判所
ニ對スル監督ノ權限ハ民事地方裁判所
及刑事地方裁判所アル場合ニ於テハ控
訴院長又ハ其ノ指定シタル民事地方裁
判所長若ハ刑事地方裁判所長之ヲ行フ

第十九條第二項中「各地方裁判所」ヲ「民
事地方裁判所及刑事地方裁判所ニ
シタル民事地方裁判所長若ハ刑事地方
裁判所長之ヲ行フ

第二十五條ノ三 民事地方裁判所及刑事
若ハ二以上ノ部ヲ設ク

必要アリト認ムルトキハ控訴院長ハ民
事地方裁判所又ハ刑事地方裁判所ノ判
事所又ハ民事地方裁判所ノ判事ノ代

裁判所又ハ民事地方裁判所ノ判事ノ代

關東廳法院檢察官ニ關スル件) (政
府提出)

第一讀會

裁判所構成法中改正法律案

裁判所構成法中左ノ通改正ス
第二條ニ左ノ一項ヲ加フ

民事地方裁判所ニ於テ裁判事務上
必要アリト認ムルトキハ控訴院長ハ民
事地方裁判所又ハ民事地方裁判所ノ判
事所又ハ民事地方裁判所ノ判事ノ代

第一讀會

裁判所構成法中改正法律案

裁判所構成法中左ノ通改正ス
第二條ニ左ノ一項ヲ加フ

第一讀會

裁判所構成法中改正法律案

裁判所構成法中左ノ通改正ス
第二條ニ左ノ一項ヲ加フ

理ヲ命スルコトヲ得

關東廳法院檢察官ニ關スル件) (政
府提出)

關東法院檢察官ニ改ム

第七十一條第二號中「郡」ヲ削ル

第八十六條第一項ヲ左ノ如ク改メ同條第
二項中「檢事局」ヲ「區裁判所檢事局」ニ、
同條第三項中「監督書記及書記長」ヲ「書
記長及監督書記」ニ改ム

大審院大審院檢事局及控訴院ノ書記課
ニ書記長ヲ置ク控訴院檢事局地方裁判
所及地方裁判所檢事局ノ書記課ニ監督
書記ヲ置ク

第九十五條第一項ノ次ニ左ノ一項ヲ加フ
民事地方裁判所及刑事地方裁判所アル
場合ニ於テハ前項ノ委任ハ民事地方裁
判所長ニ對シ之ヲ爲ス

第一百一條 廷丁ハ大審院控訴院及地方裁
判所ニ於テハ裁判所長區裁判所ニ於テ
ハ其ノ一人ノ判事又ハ監督判事之ヲ雇
ヒ及其ノ雇ヲ解ク

第百三十三條中「裁判所書記課」ヲ「裁判
所及檢事局ノ書記課」ニ改ム

第一百三十五條ニ左ノ一項ヲ加フ
前項第四號ニ定メタル地方裁判所長ノ
其ノ支部及其ノ管轄區域内ノ區裁判所
ニ對スル監督ノ權限ハ民事地方裁判所
及刑事地方裁判所アル場合ニ於テハ控
訴院長又ハ其ノ指定シタル民事地方裁
判所長若ハ刑事地方裁判所長之ヲ行フ

第十九條第二項中「各地方裁判所」ヲ「民
事地方裁判所及刑事地方裁判所ニ
シタル民事地方裁判所長若ハ刑事地方
裁判所長之ヲ行フ

第二十五條ノ三 民事地方裁判所ニ於テ
必要アリト認ムルトキハ控訴院長ハ民
事地方裁判所又ハ民事地方裁判所ノ判
事所又ハ民事地方裁判所ノ判事ノ代

關東廳法院檢察官ニ關スル件) (政
府提出)

關東法院檢察官ニ改ム

第七十一條第二號中「郡」ヲ削ル

第八十六條第一項ヲ左ノ如ク改メ同條第
二項中「檢事局」ヲ「區裁判所檢事局」ニ、
同條第三項中「監督書記及書記長」ヲ「書
記長及監督書記」ニ改ム

大審院大審院檢事局及控訴院ノ書記課
ニ書記長ヲ置ク控訴院檢事局地方裁判
所及地方裁判所檢事局ノ書記課ニ監督
書記ヲ置ク

第九十五條第一項ノ次ニ左ノ一項ヲ加フ
民事地方裁判所及刑事地方裁判所アル
場合ニ於テハ前項ノ委任ハ民事地方裁
判所長ニ對シ之ヲ爲ス

第一百一條 廷丁ハ大審院控訴院及地方裁
判所ニ於テハ裁判所長區裁判所ニ於テ
ハ其ノ一人ノ判事又ハ監督判事之ヲ雇
ヒ及其ノ雇ヲ解ク

第百三十三條中「裁判所書記課」ヲ「裁判
所及檢事局ノ書記課」ニ改ム

第一百三十五條ニ左ノ一項ヲ加フ
前項第四號ニ定メタル地方裁判所長ノ
其ノ支部及其ノ管轄區域内ノ區裁判所
ニ對スル監督ノ權限ハ民事地方裁判所
及刑事地方裁判所アル場合ニ於テハ控
訴院長又ハ其ノ指定シタル民事地方裁
判所長若ハ刑事地方裁判所長之ヲ行フ

第十九條第二項中「各地方裁判所」ヲ「民
事地方裁判所及刑事地方裁判所ニ
シタル民事地方裁判所長若ハ刑事地方
裁判所長之ヲ行フ

第二十五條ノ三 民事地方裁判所ニ於テ
必要アリト認ムルトキハ控訴院長ハ民
事地方裁判所又ハ民事地方裁判所ノ判
事所又ハ民事地方裁判所ノ判事ノ代

關東廳法院檢察官ニ關スル件) (政
府提出)

關東法院檢察官ニ改ム

第七十一條第二號中「郡」ヲ削ル

第八十六條第一項ヲ左ノ如ク改メ同條第
二項中「檢事局」ヲ「區裁判所檢事局」ニ、
同條第三項中「監督書記及書記長」ヲ「書
記長及監督書記」ニ改ム

大審院大審院檢事局及控訴院ノ書記課
ニ書記長ヲ置ク控訴院檢事局地方裁判
所及地方裁判所檢事局ノ書記課ニ監督
書記ヲ置ク

第九十五條第一項ノ次ニ左ノ一項ヲ加フ
民事地方裁判所及刑事地方裁判所アル
場合ニ於テハ前項ノ委任ハ民事地方裁
判所長ニ對シ之ヲ爲ス

第一百一條 廷丁ハ大審院控訴院及地方裁
判所ニ於テハ裁判所長區裁判所ニ於テ
ハ其ノ一人ノ判事又ハ監督判事之ヲ雇
ヒ及其ノ雇ヲ解ク

第百三十三條中「裁判所書記課」ヲ「裁判
所及檢事局ノ書記課」ニ改ム

第一百三十五條ニ左ノ一項ヲ加フ
前項第四號ニ定メタル地方裁判所長ノ
其ノ支部及其ノ管轄區域内ノ區裁判所
ニ對スル監督ノ權限ハ民事地方裁判所
及刑事地方裁判所アル場合ニ於テハ控
訴院長又ハ其ノ指定シタル民事地方裁
判所長若ハ刑事地方裁判所長之ヲ行フ

第十九條第二項中「各地方裁判所」ヲ「民
事地方裁判所及刑事地方裁判所ニ
シタル民事地方裁判所長若ハ刑事地方
裁判所長之ヲ行フ

第二十五條ノ三 民事地方裁判所ニ於テ
必要アリト認ムルトキハ控訴院長ハ民
事地方裁判所又ハ民事地方裁判所ノ判
事所又ハ民事地方裁判所ノ判事ノ代

關東廳法院檢察官ニ關スル件) (政
府提出)

附 則

第一讀會

東京市ニ民事地方裁判所及刑事地方裁判地
所ヲ設立シ民事地方裁判所ニ東京民事地
方裁判所、刑事地方裁判所ヲ東京刑事地
方裁判所トト稱ス

東京地方裁判所ニ於テ爲シタル事件ノ受
理其ノ他ノ手續ハ民事事件ニ付テハ東京
民事地方裁判所ニ於テ、刑事案件ニ付テ
ハ東京刑事地方裁判所ニ於テ之ヲ爲シタル
モノト看做ス

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム
東京地方裁判所ニ於テ爲シタル事件ノ受
理其ノ他ノ手續ハ民事事件ニ付テハ東京
民事地方裁判所ニ於テ、刑事案件ニ付テ
ハ東京刑事地方裁判所ニ於テ之ヲ爲シタル
モノト看做ス

附 則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム
大正二年法律第九號中左ノ通改正ス

大正二年法律第九號中改正法律案
別表裁判所管轄區域地方裁判所ノ欄中
「東京」ヲ「東京民事事」ニ改ム

大正二年法律第九號中改正法律案
大正二年法律第九號中左ノ通改正ス

大正二年法律第九號中改正法律案
別表裁判所管轄區域地方裁判所ノ欄中
「東京」ヲ「東京民事事」ニ改ム

大正二年法律第九號中改正法律案
大正二年法律第九號中左ノ通改正ス

アリ、又必要缺クベカラザルモノニアリマ
ス、是ニ於テ裁判所構成法中改正法律案ト
相俟チマシテ、裁判所ノ廢止及設立ニ關ス
ル法律案ヲ以チマシテ、東京地方裁判所及東
京刑事地方裁判所ヲ設立致シマシテ、同時
ニ大正二年法律第九號中改正法律案ヲ以チ
マシテ、東京民事地方裁判所ト東京刑事地
方裁判所ノ管轄區域ヲ明ニセントスル次
第デアリマス、尙ホ裁判所構成法中改正法
律案ニ付テ、右申シマシタ主眼ノ點ノ外ニ、
裁判所書記其他ニ關スル規定ノ若干ノ改正
モアルノデアリマスルガ、詳細ハ適當ノ機
會ニ於キマシテ御説明申上ゲタイト存ジマ
ス、何卒慎重御審議ノ上、右申述ベマシタ
現在ノ必要ヲ痛感シテ居リマスル點ヲ御諒
承下サイマシテ、御協賛ヲ得ルヤウ希望致
シマス次第デアリマス(拍手)

○議長(濱田國松君) 各案ノ審査ヲ付託ス
ベキ委員ノ選舉ニ付テ御詔リヲ致シマス

○議長(濱田國松君) 借家調停法中改正法律案外六件ノ委員ニ付
セ付託セラレントヲ望ミマス

○議長(濱田國松君) 青木君ノ勤議ニ御異
議アリマセヌカ

(「異議ナシ」と呼ぶ者アリ)

○議長(濱田國松君) 御異議ナシト認メマ
ス、仍テ動議ノ如ク決シマシタ、日程第四
乃至第八ハ、同種且ツ關聯セル議案ナルニ
依リ、一括議題トナスニ御異議アリマセヌ
カ

(「異議ナシ」と呼ぶ者アリ)

○議長(濱田國松君) 御異議ナシト認メマ
ス、仍テ日程第四、衛生組合法案、日程第
五、傳染病豫防法中改正法律案、日程第六
衛生組合法案、日程第七、傳染病豫防法中
改正法律案、日程第八、衛生組合法案、右

判所ニ分離獨立セシムルコトガ最モ適當デ

實ニ其必要ヲ感ジテ居ルノアリマシテ、切
実ニ徵シマスルト、之ヲ一人ノ地方裁
判所長ノ監督ノ下ニ置イテ、其統制ノ全キ
ヲ期スルコトハ、蓋シ至難ノコト、言ハナ
ケレバナラナインデアリマス、ソコデ右監
督統制ノ全キヲ期スル爲ニ、職員ノ分野ニ
從ヒマシテ、之ヲ民事刑事、各個ノ地方裁
判所ニ付テハケル事件ノ數、又其職

員ノ數ニ徵シマスルト、之ヲ一人ノ地方裁
判所長ノ監督ノ下ニ置イテ、其統制ノ全キ
ヲ期スルコトハ、蓋シ至難ノコト、言ハナ
ケレバナラナインデアリマス、ソコデ右監
督統制ノ全キヲ期スル爲ニ、職員ノ分野ニ
從ヒマシテ、之ヲ民事刑事、各個ノ地方裁
判所ニ付テハケル事件ノ數、又其職

五案ヲ一括シテ第一讀會ヲ開キマス、順次
提出者ノ趣旨辯明ヲ許シマス——日程第四、
第五提出者田中祐四郎君

第四 衛生組合法案（田中祐四郎君外
二名提出） 第一讀會

第五 傳染病豫防法中改正法律案（田
中祐四郎君外二名提出） 第一讀會

第六 衛生組合法案（鷲野米太郎君外
五名提出） 第一讀會

第七 傳染病豫防法中改正法律案（鷲
野米太郎君外五名提出） 第一讀會

第八 衛生組合法案（野田文一郎君外
一名提出） 第一讀會

第九 衛生組合法案（鷲野米太郎君外
二名提出） 第一讀會

第十 衛生組合法案（鷲野米太郎君外
二名提出） 第一讀會

第十一 衛生組合法案（鷲野米太郎君外
二名提出） 第一讀會

第十二 衛生組合法案（鷲野米太郎君外
二名提出） 第一讀會

第十三 衛生組合法案（鷲野米太郎君外
二名提出） 第一讀會

第十四 衛生組合法案（鷲野米太郎君外
二名提出） 第一讀會

第十五 衛生組合法案（鷲野米太郎君外
二名提出） 第一讀會

第十六 衛生組合法案（鷲野米太郎君外
二名提出） 第一讀會

第十七 衛生組合法案（鷲野米太郎君外
二名提出） 第一讀會

第十八 衛生組合法案（鷲野米太郎君外
二名提出） 第一讀會

第十九 衛生組合法案（鷲野米太郎君外
二名提出） 第一讀會

第二十 衛生組合法案（鷲野米太郎君外
二名提出） 第一讀會

第二十一 衛生組合法案（鷲野米太郎君外
二名提出） 第一讀會

第二十二 衛生組合法案（鷲野米太郎君外
二名提出） 第一讀會

第二十三 衛生組合法案（鷲野米太郎君外
二名提出） 第一讀會

第二十四 衛生組合法案（鷲野米太郎君外
二名提出） 第一讀會

第二十五 衛生組合法案（鷲野米太郎君外
二名提出） 第一讀會

ズベキモノハ此ノ限ニ在ラズ
第六條 衛生組合法設立セントスルトキ
ハ其ノ區域内ノ組合員タル資格ヲ有ス
ル者七人以上發起人ト爲リ組合規約ヲ
作成シ組合員タル資格ヲ有スル者二分
ノ一以上ノ同意ヲ得テ地方長官ノ認可
ヲ受クベシ

第七條 地方長官必要アリト認ムルトキ
ハ市長ニ對シ區域ヲ指定シ衛生組合法
設立ヲ命ズルコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ衛生組合法設立ヲ命
ゼラレタル市長ハ組合規約ヲ作成シ地
方長官ノ認可ヲ受クベシ

第八條 衛生組合法組合規約ノ定ムル所
ニ依リ總會ヲ開キ組合ニ關スル事件ヲ
議決ス但シ命令ノ定ムル所ニ依リ代會
ヲ以テ總會ニ代フルコトヲ得

總會ニ關スル事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定
ム

第十四條 地方長官ハ總會ノ議決若ハ選
舉又ハ役員ノ行爲ガ法令若ハ組合規約
ニ違反シ又ハ公益ヲ害スト認ムルトキ
ハ議決若ハ選舉ヲ取消シ、役員ヲ解任
シ、組合ノ事業ヲ停止シ又ハ組合ノ解
散ヲ命ズルコトヲ得

第十五條 衛生組合法解散、分合及區域
ノ變更ニ關スル事項ハ命令ヲ以テ之ヲ
定ム

第十六條 衛生組合法組合長及副組合長一
人又ハ二人ヲ置ク

組合長及副組合長ハ組合員中ヨリ之ヲ
選舉ス

前項ノ選舉ニ關スル事項ハ命令ヲ以テ
之ヲ定ム

第十條 衛生組合法組合長及副組合長
組合長及副組合長ノ外組合規約ノ定ム
ル所ニ依リ衛生組合法他ノ役員ヲ置ク
コトヲ得

第十一條 衛生組合法組合長ハ輔佐シ組合
長之ヲ定ム

第十二條 衛生組合法組合長ハ輔佐シ組合
長之ヲ定ム

第十三條 衛生組合法組合長ハ輔佐シ組合
長之ヲ定ム

第十四條 衛生組合法組合長ハ輔佐シ組合
長之ヲ定ム

第十五條 衛生組合法組合長ハ輔佐シ組合
長之ヲ定ム

第十六條 衛生組合法組合長ハ輔佐シ組合
長之ヲ定ム

第十七條 衛生組合法組合長ハ輔佐シ組合
長之ヲ定ム

第十八條 衛生組合法組合長ハ輔佐シ組合
長之ヲ定ム

第十九條 衛生組合法組合長ハ輔佐シ組合
長之ヲ定ム

第二十條 衛生組合法組合長ハ輔佐シ組合
長之ヲ定ム

第二十一條 衛生組合法組合長ハ輔佐シ組合
長之ヲ定ム

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム
傳染病豫防法ニ依リ設立シタル市内ノ衛
生組合ニシテ本法施行ノ際地方長官ノ指
定シタルモノハ本法ニ依リ設立シタルモ
ノト看做ス

前項地方長官ノ指定シタル衛生組合ハ遲
滯ナク組合規約ヲ定メ地方長官ノ認可ヲ
受クベシ

傳染病豫防法中改正法律案
傳染病豫防法中左ノ通改正ス
第二十三條 地方長官ハ傳染病豫防救治
ノ爲町村内ニ衛生組合法設ケシムルコ
トヲ得

第五條 衛生組合法其ノ區域内ノ世帶主
ヲ以テ其ノ組合員トス

第六條 衛生組合法組合規約ノ定ムル所ニ依
リ掲グル者ノ外組合區域内ニ學校、
病院、工場、倉庫、營業所又ハ事
務所等ヲ設クル者ヲ組合員ト爲スコト
ヲ得但シ國、道府縣、市町村其ノ他之
ニ準ズベキモノハ此ノ限ニ在ラズ

第六條 衛生組合法設立セントスルトキ
ハ其ノ區域内ノ組合員タル資格ヲ有ス
ル者七人以上發起人ト爲リ組合規約ヲ
作成シ組合員タル資格ヲ有スル者二分
ノ一以上ノ同意ヲ得テ地方長官ノ認可
ヲ受クベシ

第七條 地方長官必要アリト認ムルトキ
ハ市長ヲ經テ地方長官ノ認可ヲ受クベシ

治ノ爲支出スル費用ノ全部又ハ一部ヲ
補助スルコトヲ得

第二十四條中「第二十三條第二項」ヲ「第
二十三條第三項」ニ改ム

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム
附則

衛生組合法案

第一條 衛生組合法ハ公衆衛生ノ改良發達
ヲ圖ルヲ以テ目的トス

第二條 衛生組合法ハ法人トス

第三條 衛生組合法ハ其ノ目的ヲ達スル爲
左ノ事業ヲ行フ

一 衛生思想ノ普及ニ關スル事業
二 傳染性疾患及寄生蟲病ノ豫防救治

三 清潔保持ニ關スル事業

四 其ノ他公衆衛生上必要ナル事業

衛生組合法ハ行政官廳又ハ市長ノ指示ヲ
承ケ前項ノ事業ニシテ國、道府縣又ハ
市ニ屬スル事務ヲ補助スルコトヲ得

第四條 衛生組合法ノ區域ハ市内ニ於テ市
長之ヲ定ム

第五條 衛生組合法ハ其ノ區域内ノ世帶主
ヲ以テ其ノ組合員トス

第六條 衛生組合法組合規約ノ定ムル所ニ依
リ掲グル者ノ外組合區域内ニ學校、
病院、工場、倉庫、營業所又ハ事
務所等ヲ設クル者ヲ組合員ト爲スコト
ヲ得但シ國、道府縣、市町村其ノ他之
ニ準ズベキモノハ此ノ限ニ在ラズ

第六條 衛生組合法設立セントスルトキ
ハ其ノ區域内ノ組合員タル資格ヲ有ス
ル者七人以上發起人ト爲リ組合規約ヲ
作成シ組合員タル資格ヲ有スル者二分
ノ一以上ノ同意ヲ得テ地方長官ノ認可
ヲ受クベシ

第七條 地方長官必要アリト認ムルトキ
ハ市長ヲ經テ地方長官ノ認可ヲ受クベシ

官報號外 暈和十年二月十七日 衆議院議事速記録第十五號 衛生組合法案外四件 第一讀會

ハ市長ニ對シ區域ヲ指定シ衛生組合ノ設立ヲ命ズルコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ衛生組合ノ設立ヲ命

ゼラレタル市長ハ組合規約ヲ作成シ地

方長官ノ認可ヲ受クベシ

第八條 衛生組合ハ組合規約ノ定ムル所

ニ依リ總會ヲ開キ組合ニ關スル事件ヲ

議決ス但シ命令ノ定ムル所ニ依リ代會

ヲ以テ總會ニ代フルコトヲ得

總會ニ關スル事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定

ム

第九條 衛生組合ニ組合長及副組合長一

人又ハ二人ヲ置ク

組合長及副組合長ハ組合員中ヨリ之ヲ

選舉ス

前項ノ選舉ニ關スル事項ハ命令ヲ以テ

之ヲ定ム

組合長及副組合長ノ外組合規約ノ定ム

ル所ニ依リ衛生組合ニ他ノ役員ヲ置ク

コトヲ得

第十條 組合長ハ組合ヲ代表シ組合一切

ノ事務ヲ擔任ス

副組合長ハ組合長ヲ輔佐シ組合長事故

アルトキハ其ノ職務ヲ代理ズ

副組合長二人アルトキハ組合長ノ豫メ

定メタル順序ニ依リ之ヲ代理ス

第十一條 衛生組合ノ經費ハ組合規約ノ定ムル所ニ依リ組合員之ヲ負擔ス

第十二條 組合規約ヲ變更セントスルト

コトヲ得

市町村ハ衛生組合法ニ依ル衛生組合及

ベシ

第十三條 地方長官ハ衛生組合ニ對シ監

督上必要ナル命令ヲ發シ又ハ處分ヲ爲

スコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ衛生組合ノ設立ヲ命

ゼラレタル市長ハ組合規約ヲ作成シ地

方長官ノ認可ヲ受クベシ

第八條 衛生組合ハ組合規約ノ定ムル所

ニ依リ總會ヲ開キ組合ニ關スル事件ヲ

議決ス但シ命令ノ定ムル所ニ依リ代會

ヲ以テ總會ニ代フルコトヲ得

總會ニ關スル事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定

ム

第九條 地方長官ハ總會ノ議決若ハ選

舉又ハ役員ノ行爲ガ法令若ハ組合規約

ニ違反シ又ハ公益ヲ害スト認ムルトキハ

組合ノ事業ヲ停止シ又ハ組合ノ解散ヲ

命ズルコトヲ得

第十四條 地方長官ハ總會ノ議決若ハ選

舉又ハ役員ノ行爲ガ法令若ハ組合規約

ニ違反シ又ハ公益ヲ害スト認ムルトキハ

組合ノ事業ヲ停止シ又ハ組合ノ解散ヲ

命ズルコトヲ得

第十五條 衛生組合ハ組合規約ノ定ムル所

ニ依リ總會ヲ開キ組合ニ關スル事件ヲ

議決ス但シ命令ノ定ムル所ニ依リ代會

ヲ以テ總會ニ代フルコトヲ得

業ニ關シ必要ナル事項ヲ指示スルコト

ヲ得

第十四條 地方長官ハ總會ノ議決若ハ選

舉又ハ役員ノ行爲ガ法令若ハ組合規約

ニ違反シ又ハ公益ヲ害スト認ムルトキハ

組合ノ事業ヲ停止シ又ハ組合ノ解散ヲ

命ズルコトヲ得

第十五條 衛生組合ハ組合規約ノ定ムル所

ニ依リ總會ヲ開キ組合ニ關スル事件ヲ

議決ス但シ命令ノ定ムル所ニ依リ代會

ヲ以テ總會ニ代フルコトヲ得

第十六條 衛生組合ハ組合規約ノ定ムル所

ニ依リ總會ヲ開キ組合ニ關スル事件ヲ

議決ス但シ命令ノ定ムル所ニ依リ代會

ヲ以テ總會ニ代フルコトヲ得

第十七條 衛生組合ハ組合規約ノ定ムル所

ニ依リ總會ヲ開キ組合ニ關スル事件ヲ

議決ス但シ命令ノ定ムル所ニ依リ代會

ヲ以テ總會ニ代フルコトヲ得

第十八條 衛生組合ハ組合規約ノ定ムル所

ニ依リ總會ヲ開キ組合ニ關スル事件ヲ

議決ス但シ命令ノ定ムル所ニ依リ代會

ヲ以テ總會ニ代フルコトヲ得

第十九條 衛生組合ハ組合規約ノ定ムル所

ニ依リ總會ヲ開キ組合ニ關スル事件ヲ

議決ス但シ命令ノ定ムル所ニ依リ代會

ヲ以テ總會ニ代フルコトヲ得

第二十條 衛生組合ハ組合規約ノ定ムル所

ニ依リ總會ヲ開キ組合ニ關スル事件ヲ

議決ス但シ命令ノ定ムル所ニ依リ代會

ヲ以テ總會ニ代フルコトヲ得

第二十一條 衛生組合ハ組合規約ノ定ムル所

ニ依リ總會ヲ開キ組合ニ關スル事件ヲ

議決ス但シ命令ノ定ムル所ニ依リ代會

ヲ以テ總會ニ代フルコトヲ得

第二十二條 衛生組合ハ組合規約ノ定ムル所

ニ依リ總會ヲ開キ組合ニ關スル事件ヲ

議決ス但シ命令ノ定ムル所ニ依リ代會

ヲ以テ總會ニ代フルコトヲ得

第二十三條 衛生組合ハ組合規約ノ定ムル所

ニ依リ總會ヲ開キ組合ニ關スル事件ヲ

議決ス但シ命令ノ定ムル所ニ依リ代會

ヲ以テ總會ニ代フルコトヲ得

第二十四條 衛生組合ハ組合規約ノ定ムル所

ニ依リ總會ヲ開キ組合ニ關スル事件ヲ

議決ス但シ命令ノ定ムル所ニ依リ代會

ヲ以テ總會ニ代フルコトヲ得

第二十五條 衛生組合ハ組合規約ノ定ムル所

ニ依リ總會ヲ開キ組合ニ關スル事件ヲ

議決ス但シ命令ノ定ムル所ニ依リ代會

ヲ以テ總會ニ代フルコトヲ得

第二十六條 衛生組合ハ組合規約ノ定ムル所

ニ依リ總會ヲ開キ組合ニ關スル事件ヲ

議決ス但シ命令ノ定ムル所ニ依リ代會

ヲ以テ總會ニ代フルコトヲ得

第二十七條 衛生組合ハ組合規約ノ定ムル所

ニ依リ總會ヲ開キ組合ニ關スル事件ヲ

議決ス但シ命令ノ定ムル所ニ依リ代會

ヲ以テ總會ニ代フルコトヲ得

第二十八條 衛生組合ハ組合規約ノ定ムル所

ニ依リ總會ヲ開キ組合ニ關スル事件ヲ

議決ス但シ命令ノ定ムル所ニ依リ代會

ヲ以テ總會ニ代フルコトヲ得

第二十九條 衛生組合ハ組合規約ノ定ムル所

ニ依リ總會ヲ開キ組合ニ關スル事件ヲ

議決ス但シ命令ノ定ムル所ニ依リ代會

ヲ以テ總會ニ代フルコトヲ得

總會ニ關スル事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

人又ハ二人ヲ置ク

組合長及副組合長ハ組合員中ヨリ之ヲ

選舉ス

前項ノ選舉ニ關スル事項ハ命令ヲ以テ

之ヲ定ム

組合長及副組合長ノ外組合規約ノ定ム

ル所ニ依リ衛生組合ニ他ノ役員ヲ置ク

前項ノ選舉ニ關スル事項ハ命令ヲ以テ

之ヲ定ム

組合長及副組合長ハ組合員規約ノ定ム

ル所ニ依リ衛生組合ニ他ノ役員ヲ置ク

前項ノ選舉ニ關スル事項ハ命令ヲ以テ

之ヲ定ム

○議長(賓田國松君) 御異議ナシト認メマス、仍テ動議ノ如ク決シマシタ——日程第九、第十八同種ノ議案ナルニ依リ、一括議題トナスニ御異議アリマセヌカ

○議長(濱田國松君) 御異議ナシト認メマス、仍テ日程第九、民事訴訟法中改正法律案、日程第十、民事訴訟法中改正法律案、右兩案ヲ一括シテ第一讀會ヲ開キマス、順次提出者ノ趣旨辯明ヲ許シマス——日程第
九提出者風見章君

第九 民事訴訟法中改正法律案（風見
章君提出） 第一讀會

文隆君提出
第一讀會

民事訴訟法中左ノ通改正ス
五百七十一條第一項第四號中「缺ク可
カラサル農產物」ノ下ニ「茲ニ其生産ニ係
ル收穫物ノ内次ノ收穫マテ債務者及ヒ其
家族ニ必要ナル食料」ヲ加フ

民事訴訟法中改正法律案 民事訴訟法中左ノ通改正ス

第五百七十條第一項第四號中「缺ク可カ
ラサル農產物」ノ下ニ「茲ニ其生産ニ係ル
收穫物ノ内次ノ收穫マテ債務者及ヒ其家
族ニ必要ナル食料」ヲ加フ

○風見章君　只今上程サレマシタ民事訴訟法中改正法律案ハ、昨年ノ第六十五議會ニ於テ政友會ノ諸君ト、吾々國民同盟ノ同志トガ賛成致シマシテ、本院ヲ通過シタノデアリマス、此案ガ貴族院ニ回付サレマシテ、貴族院デヘドウ云フ心組デアツクノカ知レマセヌガ、此案ニ對シテハ所謂搾漬シヲシテシマツタノデアリマス、併シ此案ガ動機トナリマシテ、貴族院ハ昨年ノ第六十五議會

ニ於テ、政府ハ次ノ議會ニ於テ我國農業者ノ窮狀ヲ緩和スル爲メ必要ナル法律案ヲ提出スベシ、斯ウ云フ決議案ヲ可致シタノアリマス勿論此貴族院ノ決議案ニ於テ、必要ナル法律案ヲ提出スベシト云フ文字ハ、吾々ガ衆議院ヲ通過セシメタル民事訴訟法中改正法律案ヲ提出セヨ、斯ウ云フ内容ノ決議デアツクコトハ諸君御承知ノ通りアリマス、當時齋藤總理大臣ハ、貴族院ノ此決議ニ對シマシテモ、亦他ノ機會ニ於テモ、衆議院ヲ通過シタル民事訴訟法中改正法律案ハ、確ニ農民ノ希望ニ一致スルニミナラズ、當然國家トシテ爲スペキモノデアルト云フ意味ニ於テ、來ルベキ議會ニ於テ本法案ヲ提出スル、斯ウ云フ約束ヲサレタ、斯ウ云フ歴史ヲ有ヅテ居ルノデアリマス、デアリマスカラ私共ハ岡田内閣ガ今期議會ノ劈頭ニ於テ、此問題ニ關シテ適當ナル法律案ヲ提出スルダラウト思シテ居リマシタ所ガ、未だニ提出ガナイノデアリマス、昨年ノ第十六議會ニ於テ、小池四郎君ノ質問ニ對シ小原司法大臣ハ、成程曩ニ齋藤總理大臣ガ次ノ議會ニ提出スル、斯ウ云フ約束ヲシタノデアルカラ、出來ルダケノ準備ヲ整ヘテ提出スル積リダ、斯ウ云フヤウナ意味ノ答辯ヲナサレタノデアリマス、小原司法大臣ノ此答辯ハ、全國ノ農民ニ大キナ刺戟ヲ與ヘマシテ、大多數ノ農民ハ、此第六十七議會ガ、既ニ本議會ニ於テモ今日ニ及ンデ未だニ於テハ遲滞ナク、遅レル所ナシニ政府ハ必ズ此問題ニ關スル法律案ヲ提出シテ吳レルダラウ、斯様ニ待シテ居ツタノデアリマスルガ、既ニ本議會ニ於テモ今日ニ及ンデ未だニ提出ガナイ、左様ナ状態デアリマスル爲ニ、吾々ハ今度ノ議會ニ於テモ本案ヲ提出スルニ至ツタノデアリマス、大體岡田内閣ガ葉ヲ弄スルノデアリマスルガ、過般來ノ現

云フヤウナ重大ナル法案ノ提出ヲ遅延シテ居ル所ニ見マシテモ、岡田内閣ノ農村問題ニ關スル種々ノ言議ハ、謂ハゞ一箇ノ文學論デアツテ、何等眞剣ナル氣持ヲ以テ取扱ツテ居ラナイ、斯ウ云フ印象ヲ興ヘラル、ノデアリマス、特ニ齋藤内閣以來ノ懸案デアリ、次ノ議會ニ提出スルト、斯ウマデ約束シタル本案ヲ、未ダニ提出シナイガ如キハ、岡田内閣ノ怠慢甚シキモノアリト、私共ハ遺憾ニ思ハザルヲ得ナイノデアリマス(拍手)今度ノ議會ニ於キマシテモ、私共ガ本案ヲ提出シ、政友會ノ諸君カラモ本案ガ出テ居ル、斯様ナ重大ナ農村ニ關係ノアリル問題デアリマスカラ、民政黨カラモ同ジ法案ノ出ンコトヲ吾々ハ期待シ、又希望シテ居ツタ、所ガ未ダニ民政黨ノ諸君カラモ之ニ關スル法案ハ出シテ居ナイノデアリマスルガ、昨年ノ議會ニ於テハ、民政黨ノ諸君ハ所謂舉黨一致此案ニ反対ヲサレタ、若クハ吾々ノ案ニ反對ナサルト云フナラバ、民政黨トシテハ甚シキ矛盾ナシダ、斯ノ如キ重大ナ問題ニ關シ、昨年ハ反対シタ、今年ハマア先フ見ヨシシテ、此法例ノ成立ヲ促進サセルカヲ思フヌガ、未ダニ提出ガナイノデアリマスルガ、殊ニ民政黨ハ與黨ナンデアリマスカラ、此際ニ吾々ト一緒ニ出シテ吳レタナラバ、如ウト云フ氣持デアリマスカドウカ知リマセヌガ、未ダニ提出ガナイノデアリマスルガ、ノ懷カザルヲ得ナイノデアリマス、斯様ナ過程ヲ取ツテ來テ私共ハ本案ヲ提出シタノデアリマスルガ、未ダニ此法例ニ關シマシテハ、民政黨ノ態度ニ私共ハ甚シキ遺憾ノ念ニ成リ、甚ダ輕率ナル判断ヲ下シテ、此案ガ如何ニモ亂暴ナ案デアルカノ如ク、反対スル者ガナキニシモアラズナンデアリマス、昨年度ニ民政黨ノ諸君ガ反対サレタ如キハ、斯ノ如キ輕率ナル判断ニ出發シタノデハナイカト竊ニ私ハ考ヘザルヲ得ナカツタ、能ク世間デ言フコトダ、此法例ヲ通シタラ

此法案ニ依ツテ利益スルガ如キ農民ハ、銀行カラ金ヲ借りラレルト云フ裕福ナル家庭デハナイ、隨テ銀行ニハ何モ關係ハアリハシナイ、或ハ肥料ヲ買フ場合ニ、斯フ云フヤウナ法案ガ通ツテハ貸シテ吳レナイダラウ、斯ウ云フヤウナ心配ヲスル者ガアリマスルガ、是モ一知半解ノ見解デアッテ、サウデヤナイ、農民ハ肥料ガナクチヤ百姓ハ出來ヤシナイ、ダカラ斯ウ云フ法案ガ通リマシテモ、其必要ナ肥料ヲ買フ爲ニハ、ソレコソハ本當ニ三度ノ飯ヲ二度ニ減ラシマシテモ、肥料代ハ拂ハザルヲ得ナイ、斯ウ云フ境涯ニ居ルノデアリマスカラ、サウ云フヤウナ心配モ勿論アリハシナイ、唯コヘテ特ニ考ヘテ貴ヒタイコトハ、私數日前ノ政府ニ對スル質問ノ當時モ、此事ヲ指摘シタノデアリマスルガ、第二回全國產業組合長會議ガ今年ノ一月二十七日ニ開カレタ、其會議ニ於テ斯ウ云フコトガ決議サレタ「現下經濟界ノ情勢ニ鑑ミ凶作風水害及び窮乏養蠶地方ニ於ケル產業組合ニ供給セラレタル各種低利資金ノ中間据置(三箇年据置)ヲ認メラル、ヤウ政府ニ要望ス」此決議ガ生レテ來タ事情ヲ考ヘテ見マスト、成程凶作風水害及窮乏養蠶地方ニ對シテハ、政府ガ折角種々ノ施設ヲ講ジテ吳レルカモ知レマセヌケレドモ、ソレ等ノ施設ニ依ツタノデハ、借金ノ重壓ヲ緩和スルマデニハ立至ラナイノダ、加之ソレ等ノ施設ヲ俟チマシテモ、尙且ツ借金ノ重壓ハ加ハル一方ダ、斯ウ云フ情勢ノ裡ニ置カルレバコソ、全國產業組合會議ハ、借リタ各種低利資金ノ三箇年間據置、謂ハニ三箇年間「モラトリアム」之ヲヤツタコトニ鑑ミマシテモ、今日ノ一般農民ガ負債ノ重壓ノ愈、加ハルニ憤ミツ、アルコトハ言フ迄モナイ、斯ウ云フヤウナ情勢

シタ如キ法律ヲ作ルコトハ、農民ノ爲ニ一
層切實ダ、昨年度ニ於テ本案ヲ必要トシタ
ヨリ以上ニ、今年度ニ於テ必要ニチツテ來タ
ノダ、丁度五・一五事件直後ノ臨時議會ニ於
テ、農民ノ一部カラ當時問題ニナッタ重大ナ
ル請願ガ議會ニ現ハレタ、其請願ノ一つノ
項目ハ、所謂三箇年間政府貸付金ノ「モラト
リアム」、斯ウ云フコトデアッタ、當時一般農
民ノ斯ノ如キ請願ニ關シマシテハ、世間ハ
飛ンデモナイコトヲ言ウタヤウニ印象付ケ
ラレタ者モアツタヤウデアリマスガ、今日ハ
同ジ問題ニ關シ、産業組合長會議ガ斯ノ如
キ決議ヲシテ政府ニ要望シナケレバナラナ
イ、斯ウ云フ情勢ニマテ入ッテ來タノデア
リマスカラ、此情勢ヲ考ヘル時ニ、今年度
ニ於テハ昨年度ヨリモ本案ヲ通過セシメル
必要ハ、一層切實ニナッテ來タ、斯ウ私共ハ
解説セザルヲ得ナイノデアリマス、左様ナ
狀態デアリマスカラ、尙ほ詳シクハ委員
會ニ於テ御説明申上ゲルマスクレドモ、何
卒通過セシメラレンコトヲ切ニ希望スル次
第デアリマス(拍手)
〔工藤鐵男君發言ヲ求ム〕

○議長(濱田國松君) 何デスカ
○工藤鐵男君 質疑ガアリマス
○議長(濱田國松君) ドウ云フ事柄ノ質疑
デスカ

○工藤鐵男君 只今ノ提案ニ對シ政府ノ所
見ヲ求メマス

○議長(濱田國松君) 趣旨辯明中デアリマ
スカラ、適宜發言ノ御要求ニ相成リタイト
法案ハ、風見章君ノト同一デアリマス、其
趣旨説明モ亦只今ノ風見君ニ依ツテ能ク盡
サレテ居リマス、何卒御審議ノ上宜シク御
賛成アランコトヲ御願致シマス(拍手)

○議長（濱田國松君）質疑ノ通告ガアリマス
ス——小池四郎君

〔工藤鐵男君發言ヲ求ム〕

○小池四郎君 簡單デアリマスカラ此席カラ
御許ヲ願ヒマス

○議長（濱田國松君） 許可致シマス

○小池四郎君 此際政府ニ本案ニ對シマシ
テ……

〔工藤鐵男君〕私ハ本案ニ對スル政府ノ
所見ヲ御聽キシタikt思フノデアリマ
ス」ト呼フ」

○議長（濱田國松君） 工藤君、通告ガアリ
マス

〔工藤鐵男君〕弘々早クカラ發言ヲ求メ

族院議員ヨリ決議案ガ提案サレタノデアリマス、其決議案ニ對シテ時ノ齊藤總理大臣ハ、生活安定ニ關シテ適當ノ法律案ヲ、次ノ議會ニ提案スルト云フコトヲ言明セラレタノデアリマス、此趣旨ヲ現政府ニ於テモ諒承致シマシテ、粗闊以來適當ノ案ヲ得ンコトヲ研究中デアルノデアリマス、略案ガ出來テ居リマシテ、只今司法省カラ農林省、内務省、商工省等ノ關係省ニ協議中デアルノデアリマス、不日是等ノ協議ガ纏マルデアラウト思ヒマスカラ、近イ内ニ必ず議會ニ提案致シタイト考ヘテ居ル次第デアリマス、第二ノ御質問ノ政府カラ出ス案ハ、矢張民事訴訟法ノ改正案トシテ出ス考デアルカト云フ御尋デアリマスガ、是ハ矢張民事訴訟法中ノ差押ノ禁止ノ範圍ニ關シテノ改正案トシテ出シケイ考デアリマス、第三ハ差押禁止ニ關スル期間ヲ如何ニ定メルカト云フ御尋デアリマシタガ、是ハ只今御話申上ガタヤウニ、關係省ト協議中デアリマシテ、未ダ確定致シマセヌカラ、茲ニ御答申上ゲルコトハ出來ナイノデアリマス、何レ提案致シマシタナラバ、ソレニ依ツテ御諒承願ヒタイト思ヒマス

タ、只今小池君ノ御質問ニ依ヅテ、政府ノ意
ノ在ル所ハ明瞭ニナツノデアリマス、私共
ハ總理大臣ノ此席ニ於ケル言明ヲ信ジ、必
ズ本議會ニ出スデアラウト云フコトヲ確信
致シテ居リマシタカラ、三月ノ末マデアル
此會期中、政府ノ態度ヲ見テ決シテモ遲ク
ナイデアラウト思ツタノデアリマス、三十何
名ノ議員ヲ以テ何ガ出來ルカ……〔三十何
名トハ何ダ〕ト呼フ者アリ〕此案ガ實行セラ
レザルヲ知リナガラ、徒ニ發案權ヲ濫用ス
ルガ如キ態度ハ慎ミタイト思ヒマス、只今
司法大臣ノ御説明デハ、近キ將來ニ於テ同
一案ヲ提出シ、院議ニ副フト云フヤウナ態
度ヲ示スト云フ以上ハ、殊更ニ出來モシナ
イヤウナ案ヲ出シテ、發案權ヲ弄スルガ如
キハ吾々ノ採ラナイ所ニデアル、政府ハ果シ
テ責任ヲ以テ此會期中ニ法案ヲ出ス、其内
容如何ニ依ヅテハ、吾々モ自ラ決スル所ガア
ラウト思ヒマス、只今ノ政府ノ言明ニ依ヅ
テ是レ以上質問ハ致シマセス、國同ノ風見
君ガ斯ウ云フ分リ切ツタコトヲ殊更ニ出シ
テ、同ジ同僚ノ提案權ニ對シテ彼此レ言フ
ガ如キハ以テノ外デアル、以後ハ慎ムコト
ガ宜シトイ云フコトヲ、此機會ニ一言警告
致シテ置キマス

○議長（濱田國松君） 質疑ハ是ニテ終了致
シマシタ

○青木雷三郎君 日程第九及第十ノ兩案ヘ、
一括シテ藤田若水君外四名提出、借地借家
調停法中改正法律案外六件ノ委員ニ併セ付
託セラレシコトヲ望ミマス

○議長（濱田國松君） 青木君ノ動議ニ御異
議アリマセヌカ

〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ〕

第四條 產師ハ妊娠、産婦、婦婦又ハ胎兒、生兒ニ異常アリト認ムルトキハ直

ニ醫師ノ診療ヲ請ハシムヘシ自ラ其ノ處置ヲ爲スコトヲ得ス但シ臨時應急ノ

處置ハ此ノ限ニ在ラス

第五條 產師ハ自ラ診察又ハ検案セスシテ死産證書又ハ死胎檢案書ヲ交付スルコトヲ得ス

第六條 產師ハ何等ノ方法ヲ以テスルヲ定ムル所ニ依リ道府縣產師會ヲ設立スル

第七條 產師ハ產簿ヲ備へ十箇年間之ヲ保存スヘシ

第八條 產師ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ道府縣產師會ヲ設立スル

第九條 產師ハ土地ノ狀況ニ依リ郡市區產師會ヲ設立スルコトヲ得

第十條 免許ヲ受ケヌシテ助產ノ業ヲ爲シタル者又ハ第四條乃至第七條ノ規定ニ違反シタル者ハ百圓以下ノ罰金又ハ科料ニ處ス業務停止申ノ產師ニシテ助產ノ業ヲ爲シタル者亦同シ

第十一條 免許ヲ受ケタル者亦同シ

第十二條 免許ヲ受ケタル者亦同シ

第十三條 免許ヲ受ケタル者亦同シ

第十四條 免許ヲ受ケタル者亦同シ

第十五條 免許ヲ受ケタル者亦同シ

第十六條 免許ヲ受ケタル者亦同シ

第十七條 免許ヲ受ケタル者亦同シ

第十八條 免許ヲ受ケタル者亦同シ

第十九條 免許ヲ受ケタル者亦同シ

第二十條 免許ヲ受ケタル者亦同シ

第二十一條 免許ヲ受ケタル者亦同シ

第二十二條 免許ヲ受ケタル者亦同シ

第二十三條 免許ヲ受ケタル者亦同シ

第二十四條 免許ヲ受ケタル者亦同シ

第二十五條 免許ヲ受ケタル者亦同シ

第二十六條 免許ヲ受ケタル者亦同シ

第二十七條 免許ヲ受ケタル者亦同シ

前三項ノ處分ハ内務大臣之ヲ行フ但シ

第二項ノ處分ヲ行フ場合及改悛ノ情顯著ナル者ニ對シ前項ノ再免許ヲ與フル

場合ニ於テハ中央衛生會ノ審議ヲ經ルコトヲ要ス

第十條 免許ヲ受ケヌシテ助產ノ業ヲ爲シタル者又ハ精神病者ニシテ

シタル者又ハ第四條乃至第七條ノ規定ニ違反シタル者ハ百圓以下ノ罰金又ハ科料ニ處ス業務停止申ノ產師ニシテ助產ノ業ヲ爲シタル者亦同シ

第十一條 免許ヲ受ケタル者亦同シ

第十二條 免許ヲ受ケタル者亦同シ

第十三條 免許ヲ受ケタル者亦同シ

第十四條 免許ヲ受ケタル者亦同シ

第十五條 免許ヲ受ケタル者亦同シ

第十六條 免許ヲ受ケタル者亦同シ

第十七條 免許ヲ受ケタル者亦同シ

第十八條 免許ヲ受ケタル者亦同シ

第十九條 免許ヲ受ケタル者亦同シ

第二十條 免許ヲ受ケタル者亦同シ

第二十一條 免許ヲ受ケタル者亦同シ

第二十二條 免許ヲ受ケタル者亦同シ

第二十三條 免許ヲ受ケタル者亦同シ

第二十四條 免許ヲ受ケタル者亦同シ

第二十五條 免許ヲ受ケタル者亦同シ

第二十六條 免許ヲ受ケタル者亦同シ

第二十七條 免許ヲ受ケタル者亦同シ

第二十八條 免許ヲ受ケタル者亦同シ

第二十九條 免許ヲ受ケタル者亦同シ

第三十條 免許ヲ受ケタル者亦同シ

第三十一條 免許ヲ受ケタル者亦同シ

第三十二條 免許ヲ受ケタル者亦同シ

第三十三條 免許ヲ受ケタル者亦同シ

第三條 聾者、聴者、盲者又ハ精神病者ニシテ

對シテハ產師ノ免許ヲ與フルヲ得ス

墮胎ノ罪ノ他業務ニ關スル罪ヲ犯シニ處セラレタル者又ハ禁錮以上ノ刑罰ニ處セラレタル者又ハ禁錮以上ノ刑罰ニ處セラレタル者ニ對シテハ產師ノ免

許ヲ與ヘサルコトアルヘシ

第十四條 產師ハ妊娠、産婦、婦婦又ハ胎兒、生兒ニ異常アリト認ムルトキハ直

ニ醫師ノ診療ヲ請ハシムヘシ自ラ其ノ處置ヲ爲ス但シ臨時應急ノ

處置ヲ爲スコトヲ得ス但シ臨時應急ノ

處置ハ此ノ限ニ在ラス

第十五條 產師ハ自ラ診察又ハ検案セスシテ死産證書又ハ死胎檢案書ヲ交付スルコトヲ得ス

第十六條 產師ハ何等ノ方法ヲ以テスルヲ定ムル所ニ依リ道府縣產師會ヲ設立スル

第十七條 產師ハ產簿ヲ備へ十箇年間之ヲ保存スヘシ

第十八條 產師ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ道府縣產師會ヲ設立スルコトヲ得

第十九條 產師ハ土地ノ狀況ニ依リ郡市區產師會ヲ設立スル

第二十條 產師ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ道府縣產師會ヲ設立スル

第二十一條 產師ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ道府縣產師會ヲ設立スル

第二十二條 產師ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ道府縣產師會ヲ設立スル

第二十三條 產師ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ道府縣產師會ヲ設立スル

第二十四條 產師ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ道府縣產師會ヲ設立スル

第二十五條 產師ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ道府縣產師會ヲ設立スル

第二十六條 產師ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ道府縣產師會ヲ設立スル

第二十七條 產師ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ道府縣產師會ヲ設立スル

第二十八條 產師ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ道府縣產師會ヲ設立スル

第二十九條 產師ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ道府縣產師會ヲ設立スル

第三十條 產師ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ道府縣產師會ヲ設立スル

キハ其ノ免許ヲ取消スヘシ

產師墮胎ノ罪其ノ他業務ニ關スル罪ヲ犯シニ處セラレタルトキ又ハ禁錮以上ノ刑ニ處セラレタルトキハ免許ヲ取消シ又ハ期間ヲ定メテ業務ヲ停止スルコトアルヘシ其ノ免許前ニ係ル場合亦同シ

前二項ノ取消處分ヲ受ケタル者ト雖第

三條第一項ノ原因止ミタルトキ又ハ改悛ノ情顯著ナル者ニ對シ前項ノ再免許ヲ與フル

第三條 聾者、聴者、盲者又ハ精神病者ニシテ

對シテハ產師ノ免許ヲ與フルヲ得ス

墮胎ノ罪ノ他業務ニ關スル罪ヲ犯シニ處セラレタルトキ又ハ禁錮以上ノ刑罰ニ處セラレタルトキハ免許ヲ取

消シ又ハ期間ヲ定メテ業務ヲ停止スルコトアルヘシ其ノ免許前ニ係ル場合亦同シ

前二項ノ處分ハ内務大臣之ヲ行フ但シ

第二項ノ處分ヲ行フ場合及改悛ノ情顯著ナル者ニ對シ前項ノ再免許ヲ與フル

場合ニ於テハ中央衛生會ノ審議ヲ經ルコトヲ要ス

第十條 免許ヲ受ケヌシテ助產ノ業ヲ爲シタル者又ハ精神病者ニシテ

シタル者又ハ第四條乃至第七條ノ規定ニ違反シタル者ハ百圓以下ノ罰金又ハ科料ニ處ス業務停止申ノ產師ニシテ助產ノ業ヲ爲シタル者亦同シ

第十一條 免許ヲ受ケタル者亦同シ

第十二條 免許ヲ受ケタル者亦同シ

第十三條 免許ヲ受ケタル者亦同シ

第十四條 免許ヲ受ケタル者亦同シ

第十五條 免許ヲ受ケタル者亦同シ

第十六條 免許ヲ受ケタル者亦同シ

第十七條 免許ヲ受ケタル者亦同シ

第十八條 免許ヲ受ケタル者亦同シ

第十九條 免許ヲ受ケタル者亦同シ

第二十條 免許ヲ受ケタル者亦同シ

第二十一條 免許ヲ受ケタル者亦同シ

第二十二條 免許ヲ受ケタル者亦同シ

第二十三條 免許ヲ受ケタル者亦同シ

第二十四條 免許ヲ受ケタル者亦同シ

第二十五條 免許ヲ受ケタル者亦同シ

キハ其ノ免許ヲ取消スヘシ

產師墮胎ノ罪其ノ他業務ニ關スル罪ヲ犯シニ處セラレタルトキ又ハ禁錮以上ノ刑ニ處セラレタルトキハ免許ヲ取

消シ又ハ期間ヲ定メテ業務ヲ停止スルコトアルヘシ其ノ免許前ニ係ル場合亦同シ

前二項ノ取消處分ヲ受ケタル者ト雖第

三條第一項ノ原因止ミタルトキ又ハ改悛ノ情顯著ナル者ニ對シ前項ノ再免許ヲ與フル

場合ニ於テハ中央衛生會ノ審議ヲ經ルコトヲ要ス

第十條 免許ヲ受ケヌシテ助產ノ業ヲ爲シタル者又ハ精神病者ニシテ

シタル者又ハ第四條乃至第七條ノ規定ニ違反シタル者ハ百圓以下ノ罰金又ハ科料ニ處ス業務停止申ノ產師ニシテ助產ノ業ヲ爲シタル者亦同シ

第十一條 免許ヲ受ケタル者亦同シ

第十二條 免許ヲ受ケタル者亦同シ

第十三條 免許ヲ受ケタル者亦同シ

第十四條 免許ヲ受ケタル者亦同シ

第十五條 免許ヲ受ケタル者亦同シ

第十六條 免許ヲ受ケタル者亦同シ

第十七條 免許ヲ受ケタル者亦同シ

第十八條 免許ヲ受ケタル者亦同シ

第十九條 免許ヲ受ケタル者亦同シ

第二十條 免許ヲ受ケタル者亦同シ

第二十一條 免許ヲ受ケタル者亦同シ

第二十二條 免許ヲ受ケタル者亦同シ

第二十三條 免許ヲ受ケタル者亦同シ

第二十四條 免許ヲ受ケタル者亦同シ

第二十五條 免許ヲ受ケタル者亦同シ

第二十六條 免許ヲ受ケタル者亦同シ

第二十七條 免許ヲ受ケタル者亦同シ

第二十八條 免許ヲ受ケタル者亦同シ

第二十九條 免許ヲ受ケタル者亦同シ

第三十條 免許ヲ受ケタル者亦同シ

ニ新ニ整形外科ノ課目ト衛生ノ課目、殊ニ榮養ニ關スル課目ヲ加ヘテ産婆ヲ教養致シマシタ結果、生レタ子供ニ對スル診斷ヲハッキリサセテ、生レタ場合ニ直セバ一生片輪デナクテ済ム所ノ、例ヘバ手ガ曲ツタ、足ガ曲ツタト云フガ如キ者ヲ早ク診斷シテ、醫師ノ手ニ掛けテ、一生不幸デ其人ガ終ラズニ、完全ナル人間トシテ活動サセルヤウニシタ如キ、孰レモ新シイ産婆ノ教育ノ結果トシテ、特色トシテ見ルコトガ出來ルノデアリマス、ノミナラズ産婆ヲ都會ニモ農村ニモ普及シテ、單ニ姪婦及ビ小兒ノ保護指導ニ當ラセルバカリデナク、總テノ家庭ニ産婆ヲ出入サセテ、産婆ヲシテ全國民ノ家庭衛生ノ指導者トサセマシタ結果、國民ノ衛生思想ト云フモノハ非常ニ發達致シマシテ、隨テ病氣ニ罹ル者ノ率モ非常ニ減ツテ參ツテ居ルノデアリマス、日本國民ガ如何ニ病氣ニ罹ル割合ガ多イカト云フコトハ、我國ト歐羅巴諸國トノ健康保險ノ患者ノ割合ヲ見テモ明白デアリマス、斯様ニ産婆ハ今日ハ單ナルオ産ノ取扱者デナクシテ、醫師ト相竝シテ國民保健ノ第一線ニ立ツ所ノ重要ナ職務ニ當ツテ居ルノデアリマスカラ、ドウカ諸君ハ全部本案ニ贊成デアリマスカラ、此聲ヲ諸君ノ力ニ依ツテ十分政府ニ徹底サシテ、今回コソハ是非トモ帝國議會ヲ通過サセテ、立派ニ產師法ガ成立シテ、産婆ノ身分地位ヲ高メテ、其團體的活動ニ依ツテ國民保健ノ一大進展ヲ企圖スルコトガ出來ルヤウニ、一段ノ御同情ト御盡力ヲ仰ギマス(拍手)○議長(濱田國松君)　日程第十六、提出者野方次郎君

上カラ出發シテ居ルノデアリマス、我國ノ
醫學ハ歐米ヲ凌駕シテ居リマスルケレドモ、
洵ニ國民ノ衛生思想ハ幼稚デアリマス、隨
テ衛生狀態ハ憂斐ベキ現象ヲ呈シテ居リマ
ス、一二ノ例ヲ擧ガマスレバ、百万ノ胎兒
ノ出生スル外ニ、二十万ノ異常產ニ依ツテ
死亡者ガアリマス、尙ホ二十万ノ幼兒ノ死
亡ガアル、斯様ナ事ハ產婆ノ知識ノ向上ト、
技術ノ發達ニ依リマシテ、多少トモ救ヒ得
ルコトガ出來ルノデアリマス、又產婆ハ產
科學ヲ基礎トシテ、神ノ如キ技術ヲ平產ニ
向ツテ行フノデアリマスルカラシテ、決シテ
醫師ノ領域ヲ侵スモノデナク、是ハドノ方
面ニモ故障ガ起ルノデハアリマセヌ、殊ニ
今回ノ運動ハ極メテ直劍ニ、眞面目ニヤッテ
居ルノデアリマス、殊ニ繼續のニヤッテ居リ
マスルカラシテ、今回コソ此聲ヲ聞イテ本
案ノ通過ガ出來、貴族院モ無事ノ通過ガ出
來マシテ、政府ノ同意ヲ得ルコトヲ、特ニ
私ハ此席ニ於テ御願致シマス(拍手)
○議長(濱田國松君) 日程第十七、提出者
野中徹也君

ノ認定ヲ得タル者へ救急ノ手當トシテ助產ニ必要ナル皮下注射（強心剤、止血剤、陣痛促進剤）ノ注射、會陰縫合術、側方切開術及生兒假死蘇生剤ノ注射ヲ施スコトヲ得」是ダケノ問題デアリマス、或人ハ此問題ニ關シマシテ、醫師ノ限界ヲ超ユルモノデアルト云フ議論ヲ言フ人ガアリマス、或ハ皮下注射ノ如キハ緊急避難ニ類スベキモノデアルカラ、特ニ明文ヲ以テ規定スル必要ハナイト云フコトヲ言ウテ居リマス、併ナガラ今土屋清三郎君ガ申サレマシタ通り、獨逸ニ於キマシテハ、產師法中ニ於キマシテ、實ニ整形外科ノ一項ヲ差加ヘテ居ル位ナ狀況デアリマス、隨テ會陰縫合術デアルトカ、或ハ側方切開術ノ如キ、異常出產ノ場合ニ處スル簡單ナル手術ノ如キハ、容易ニ醫者ノ手ヲ俟クズシテ爲シ得ルモノハナイカト信ズル者デアリマス、更ニ皮下注射ノ如キ緊急避難ノ行爲ナルガ故ニ、特ニ法律ヲ以テ規定スル必要ナシト云フ意見ニ對シマシテハ、例ヘバ昨年ノ議會ニ於キマシテ私ガ申上げマシタ通り、群馬縣ニ於ケル事例ハ、最モ其顯著ナル事柄デアリマス、而シテ地方裁判所或ハ控訴院ニ於キマシテ私果シテ是ガ緊急避難ナルヤ否ヤト云フコトヲ決定スルコトガ出來ズ、遂ニ大審院ノ判決ヲ俟ツテ初メテ無罪ノ確定ヲ得タノデアリマス、斯ウ云フヤウナコトハ、即チ明文ニ記載サレザルガ故ニ、產婆ハ不安ノ申ニ仕事ヲシテ居ルト見ナケレバナリマセヌ、故ニ前ニ申シマシタ理由、即チ明文ヲ以テ規定スル必要ナシト云フ理由ハ、此點ニ於其理由ナキコトガ、之ヲ證セラレルコトデアラウト思フノデアリマス、斯様ニ今日ノ產師法ガ不十分デアリ、又人命問題ニ關シマスルガ故ニ、敢テ此案ヲ提出致シマシテ、諸君ノ御贊同ヲ得ントスル次第ゴザイマス、其他ノ理由ハ提案理由書ニ審カデアリマスルカラ、演説ヲ省略致シマシテ、

○青木雷三郎君　日程第十五乃至第十七ノ
三案ハ、一括シテ田中祐四郎君外二名提出、
衛生組合法案外四件委員ニ併セ付託セラレ
ンコトヲ望ミマス

○議長(濱田國松君)　青木君ノ動議ニ御異
議アリマセヌカ

〔「異議ナシ」ト呼フ者アリ〕

○議長(濱田國松君)　御異議ナシト認メマ
ス、仍テ動議ノ如ク決シマシタ――日程第
十八乃至第二十八同種議案ナルニ依リ、一
括議題トナスニ御異議アリマセヌカ

〔「異議ナシ」ト呼フ者アリ〕

○議長(濱田國松君)　御異議ナシト認メマ
ス、仍テ日程第十八、度量衡法中改正法律
案、日程第十九、度量衡法中改正法律案、
日程第二十、度量衡法中改正法律案、右三
案ヲ一括シテ第一讀會ヲ開キマス、順次提
出者ノ趣旨辯明ヲ許シマス――日程第十八
提出者福井甚三君

第十八　度量衡法中改正法律案(東武
君外三名提出)　第一讀會

第十九　度量衡法中改正法律案(荒川
五郎君外十三名提出)　第一讀會

第二十　度量衡法中改正法律案(山道
襄一君外二名提出)　第一讀會

度量衡法中改正法律案

度量衡法中左ノ通改正ス

第一條　度量衡ハ尺貫法ヲ本位トシ特ニ
便宜アル場合ハメートル法ニ依ルコト
ヲ得

尺貫法ニ依ル度量ハ尺、衡ハ貫ヲ以テ
之ヲ速記録ニ留ムルノ御承認ヲ得マシテ、
之ヲ省略ヲ致シマス、何卒十分御審査ノ上
協賛アランコトヲ切望シテ已マナイノデア
リマス(拍手)

○議長(濱田國松君)　質疑ノ通告ハアリマ
セヌ

キログラムハメートル條約ニ依リ帝國ニ交付セラレタルキログラム原器ニ依リ之ヲ現示ス

第三條ヲ第三條ノ二トシ同條第一項中「度量衡」ヲ「メートル法ニ依ル度量衡」ニ改メ同條第二項ヲ削ル

第三條 尺貫法ニ依ル度量衡ノ名稱命位ヲ定ム

コト左ノ如シ

度

毛 尺ノ一萬分ノ一

尺ノ千分ノ一

尺ノ百分ノ一

尺ノ十分ノ一

尺十尺

丈 六尺

寸 三百六十尺

里 一萬二千九百六十尺

地 積

勾 步ノ百分ノ一

合 步ノ十分ノ一

段 三千步

畝 步又ハ坪 三十六平方尺

町 三十步

石升 升ノ百分ノ一

斗 升ノ十分ノ一

升 升ノ四千八百二十七立方分

升斗 百升

衡 毛 壓 貫 分

貫ノ百萬分ノ一

貫ノ一萬分ノ一

貫ノ千分ノ一

斤 百六十匁

第三條ノ三 前二條ニ規定スル度量衡又

ハ其ノ倍數若ハ分數ニ依ル度量衡ニシテ特殊ノ場合ニ用ウルモノノ名稱命位ニ關シテハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

前二條ニ規定セサル度量衡ニシテ從來慣用セルモノ又ハ特殊ノ場合ニ用ウルモノノ名稱命位ニ關シテハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第五條第一項中「第一條」ヲ「第二條第二項」ニ、同條中「農商務大臣」ヲ「商工大臣」ニ改ム

第十一條中「破毀シ」ヲ「領置シ」ニ改ム

附則(大正十年法律第七十一號)第二項ヲ削リ第三項中「第三條第一項ノ規定又ハ同條第二項」ヲ「第三條及第三條ノ二ノ規定又ハ第三條ノ三」ニ改ム

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム
〔福井甚三君登壇〕

○福井甚三君 只今上程サレマシタル度量衡法中改正法律案提出ノ理由ヲ簡單ニ申述

マシテ、諸君ノ御贊成ヲ仰ギタイト思ヒ

マス、現行ノ度量衡法ハ、大正十年即チ第四

十四帝國議會ニ於テ審議ヲセラレマシテ、

其結果大正十年四月十一日法律第七十一號

ヲ以テ「メートル」法專用ノ度量衡法ヲ公布

サレタノデアリマス、其執行期ヲ事情ニ應

じテ十年若クハ二十年ノ猶豫期間ヲ定メラ

レマシテ、昭和十九年七月ニ至テ全部「メー

トル」法ノ專用タルコトニ決定サレタノ

デアリマス、然ル所此第一期ノ猶豫期間ノ

昨年ノ七月一日ガ「メートル」法ノ專用ノ

第一期ノ強制期ニ相當致シタノデアリマス

ルガ、此法律ヲ實施スルニ付テハ、文部省ニ於カレマシテモ、商工省ニ於テモ、國民ノ理解ト國民ノ教育ニ俟タケレバナラヌト云フコトデ、年來極力各方面ニ努力サ

レマシテ、今日「メートル」法ヲ國民ノ教育ニ施サレタノデアリマス、併ナガラ斯様ニ

努力ヲ致サレマシテモ、此度量衡法ト云フモノハ、我國民性ニ慣習上、中々容易ニ行

ハレヌト云フコトヲ認メラレマシテ、昨年

前二箇年間延長スルト云フガ如キ、其法律ヲ五箇年間延長スルト云フガ如キ、其法律ニ變革ヲ與ヘラレタノデアリマス、斯様ナ

事實ヲ以チマシテモ、此現在ノ「メートル」法專用ハ、我國民性ニ適セザルモノト齋藤内閣ハ認メテ居ルノデアリマス、而モ此

尺貫法ハ古來我國ニ慣用セラレテ、光輝ア

ル歴史ト特色ヲ有シタ文化ニ基調セラレテ居ルモノデアリマスカラ、一朝ニ此一ツノ

法律ヲ以テ徹底的ニヤラウト申シマシタ所ガ、絕對出來得ナイノデアリマス、一番困

リマスルノハ「メートル」法ヲヤリマスト云

フト、土地臺帳ヲ直サナケレバナラズ、又建物ノ臺帳モ直サナケレバナラヌト云フ所

ノ、經濟的ニ伴フ大ナル難所ガアルノデア

リマス、斯ウ云フコトガ一々「メートル」法ニ訂正致シマスト云フト、莫大ナル金ガ掛ツ

テ、現在ノ我國ト致シマシテハ、經濟上許

ス能ハザル所ノ現狀デアリマス、尙又營業ヲスル者ニ對シマシテハ、第一因リマス

ルノハ、日本特有ノ建築ヲ致シテ居ル大工デアリマス、足袋職工デアリマス、又農

村ノ生活ヲ致シテ居リマス農村ノ自治體ニ於キマシテモ「メートル」法ノ專用ト云フコ

トハ、洵ニ迷惑ヲ感ジテ居リマシテ、家庭ニ於キマシテモ、年寄ト若イ者トガ日々思

想ノ衝突ヲ致シテ、國民ノ生活ニ大障礙ヲ

來シテ居ルト云フコトハ、事實否定ノ出來

ナイ現狀デアリマス、斯様ナ「メートル」法ニアリマスルガ、併シ又一面カラ考ヘマス

ト云フト、專門ノ技術家方面、或ヘ學界ニ居ル所ノ階級ト致シマシテハ、此「メートル」法ガ洵ニ便利デアルカラ、之ヲ專用シ

ナケレバナラヌト主張致シテ居ルノデア

ル、如何ニモソレ等ノ階級ニハ最モ必要デアルコトハ自分モ認メテ居リマス、併ナガ

ラ多數ノ國民性カラ申シマシタナラバ、古來ヨリ言傳ハタ、使用シ來タ所ノ數量的觀念ト云フ考カラ致シマシタナラバ、「メートル」法ト尺貫法ト自由ニシテ相併用スルト云フコトガ、最モ我國ノ現狀ト致シマシテハ適シタ法律デアルト、固ク信ジテ疑ハナイノデアリマス、此見地カラ致シマシテ、

一大的ノ問題トナゾ、政府當局ニ於カレマシテモ、十分調查スル必要アリト認識セラレシテ、此法案ノ實現ヲスルコトガ近キ中

ニ相迫シテ居ル實情デアリマス、此實際ニ鑑

ミマシタ結果ガ、今日本案ヲ提案致シマシテ、滿場ノ御贊成ヲ得マシテ、此法案ガ發

布セラレンコトヲ切望スル次第デアリマスルガ故ニ、今日本案ヲ提出致シタ理由ヲ、篤ト御同情ノ上御贊成アランコトヲ御願致

シテ、説明ト致ス次第デアリマス(拍手)

○議長(濱田國松君) 日程第十九、提出者

荒川五郎君

○荒川五郎君登壇

○荒川五郎君 度量衡改正案ハ、只今福井君ヨリ提案理由ノ説明ガゴザイマシタカラ、私ハ其餘ニ於テ極メテ簡単ニ一言致シタイト思ヒマス、諸君、一時朝野ヲ風靡シテ盛

デアリマシタ、彼ノ國際主義世界的思想ニ累ヒセラレタ當時ノ我國ハ一モニモ歐米

追随、大勢順應ト云フコトガ一般ノ風ヲ成

シテ、我ト我ガ自國ヲ忘レテ、我ヲ見失ハント致シマシタ、丁度其際ニ此度量衡ノ統

一問題モ其俎上ニ上リマシテ、我國古來久シキニ瓦ツテ、國民生活ノ様式ニ自然ニ馴致

融合シテ、或ハ之ヲ無聲ノ國語ト言フテモ宜イ程ニ習慣付ケラレタ其度量衡尺貫法ヲ、

恰モ弊履ヲ棄テ去ルガ如ク、無難作ニ之ヲ

變更シテ、實ニ國民性ヲ養ヒ、日本精神ヲ培フ資料ヲモ破却シテ顧ミナイト云フテモ

宜イ程ノ形デアツタノデアリマシテ、實ニ無
謂ト言ヒマセウカ、無思慮、亂暴ト言ヒマ
セウカ、全ク盲目的國際屈從主義ノ追隨ヲ
遺憾ナク表示シタノデアリマスガ、幸ニマ
ダ實施準備ノ期間中デアリマスカラマダン
モ、萬一若モ是方強制實施ニナッテ居タナラ
バ、如何ニ世界ノ物喧ヒトナツタデアリマセ
ウカ、我方複雜ナル制度ヲ整理シテ、世界
的ニ統一シテ、海外貿易ノ利用圓滑ヲ圖ル
ト云フ趣旨ニ出テ改正シタモノガ、豫期シ
タ英國ヤ米國ヤ加奈陀等、外國ニ交渉最モ
多キ是等ノ諸國ハ、此「メートル」法ヲ採用
シナインデアリマス、其他支那、印度等、
我方對外關係ノ最モ密接ナ諸國ニモ通用シ
ナイノデアリマス、是デハ改正ノ目的ハ無
クナツタ譯デアリマス、サウシテ我國內デハ
大困難、大失費、大犠牲ヲ拂ウテ、恰モ國
民ノ手足ヲ切ツテ之ヲ「メートル」ニ切揃ヘ
ルト云フ如キ荒療治ヲシナガラ、對外的ニ
ハ、全身的ニハ何等效果ガナイノミカ、却
テ煩雜ヲ加ヘ、混亂ヲ致スノ損失アルノミ
デアリマス、今ニシテ思ヘバ、實ニ肝膽ノ
戰慄ヲ覺エルノデアリマス、勿論此改正案
ガ議會ニ出タ當時、私共ハ之ニ反對シタノ
デアリマス、反對シタノデアリマスガ、
遺憾ナガラ力足ラズ、當時滔々タル盲目的
國際主義ノ大勢ヲ阻止スルコトガ出來ナ
カタカコトハ、洵ニ慚愧ニ存ズル次第アリ
マス、然ルニ此國際主義ニ迷ヒ込ンダ我國
モ、近年國內ノ風潮漸ク我ニ目覺メテ、自
ラ我ト我ガ日本ヲ發見シタカノヤウニ、我
モノ仕合セデアリマス、仍テ私共昨年ノ議
會ニ此改正案ヲ提出シテ、幸ヒ衆議院ハ通
過シマシタ、貴族院モ亦同趣旨ノ建議案ヲ
大多數ヲ以テ通過シマシタコトハ、一般ノ
機運ガ我ニ甦ツタ表徵トシテ、國家ノ爲ニ喜

ブ所デアリマス、今ヤ本法發布サレテ幾年所ヲ經テ、實施ニ進ンダ方面モ少クアリマセヌカラ、之ヲ復舊スルニハ相當ノ煩累ハ已ムヲ得マセヌガ、併シ之ヲ強制實施シテ其非ヲ貫ク混雜、困難、大失費ニ較ブレバ、眞ニ面上ノ疣贅ヲ取ルノ苦痛ニモ及バザルコト遠キ次第、輕重緩急自ラ同日ノ論デハアヤニシ、況々本政ニ至ハ、遂にノ只

ハブリマセヌ 池や本已正第ノ 徒來ノ月
貫法ニ復スルト共ニ、「メートル」法ニ依ル
ヲ便利トスルモノハ之ヲ用ユルコトヲ得ル
ト云フ、併行主義ノ建前デアリマスカラ、
サシテ困難支障ハナナイト存ジマス、何卒諸
君ノ御司情御賛成ヲ希望致シマス(拍手)

○議長(濱田國松君) 御異議ナシト認メ
ス、仍テ動議ノ如ク決シマシタ、是ニテ
日ノ議事日程ハ議了致シマシタ、次會ノ議
事日程ハ公報ヲ以テ御通知致シマス、本日
ハ是ニテ散會致シマス

本マ議日人ニ生母子ノ事象ニ於ケル所處ニ付託シ而モ救急ノ手當ヲ要スル助産ノ職責ニ對シテ現行法規ハ甚ダ之ヲ輕視シ居ル憾ミガアル即チ「產婆規則」第七條ニ於テ「產婆ハ妊娠産婦又ハ胎兒生兒ニ異常アリト認ムルニ母兒兩體ノ生命ニ關スルコトデアリマス

我方對外關係ノ最モ密接ナ諸國ニモ通用シ
ナイノデアリマス、是デハ改正ノ目的ハ無
ナタツ^等アリマス、ナウシテ我國內デハ

○議長（濱田國松君） 日程第二十、提出者
岸衛君

午後二時四十四分散會

トキハ醫師ノ診療ヲ請ハシムヘシ自ラ其ノ處置ヲ爲スコトヲ得ス但シ臨時救急ノ手當ハ此ノ限ニ在ラヌ一ト規定シアリ産婆ハ雖

○岸衡君 本案ハ我國民同盟ニ於キマシテハ、山道襄一君ガ最モ熱心ニ主張セラレテ居ルノデアリマスルガ、其内容ハ東君、荒川君御提出ノ案ト全然同一デアリマスルカラ、私ハ重複ヲ避ケル爲ニ一切ノ説明ヲ止メマス、唯本案ノ骨子ハ、從來ノ尺貫法ト「メートル」法ノ併用ニアルノデアリマシテ、丁度家庭ニ於キマシテ洋服ト和服、洋食ト和食、最近ニ於キマシテハ「パパ」「ママ」(笑聲)御父サン・御母サン、斯ウ云フヤウナコトガ併用セラレテ居ルト全然同ジデアリマス、之ヲドチラカ一方ニ致シマスルナラバ、ソコニ家庭争議ガ起ルヤウナコトニナリマス(笑聲)隨テサウ云フ意味合ニ於キマシテモ、亦現時ノ日本國內ノ實情ニ即シマシテモ、此併行案ハ最モ理想的ナル案デアルト確信ヲスルノデアリマス(拍手)而シテ本案ハ政民國各派同一ノ提案デアリマシテ、謂ハバ全院一致ノ聲デアリ、國民ノ輿論デアルト言ツテモ差支ナイト存ジマスルガ故ニ、何卒此場合速ニ満場ノ御協賛アランコトヲ幾重ニモ懇願シ奉リマス(拍手)

本法案ノ骨子ハ現在ノ産婆ヲ一段ト向上シメ産科醫ニ準ズル程度ノモノトシ舊幕ノ代ヨリノ遺物デアル産婆ナル名稱ヲ廢シ之ヲ助產師ト改稱シ助產業權ヲ擴充シテ急處置トシテ事實助產ニ必要缺クベカラル皮下注射竝ニ會陰縫合術及生兒假死蘇醒注射等ハ助產師ニ於テ爲シ得ルヤウニ真ニ助產ノ職責ヲ完ウセシメタイト言フアルノデアリマス現在ノ「産婆規則」ハ昭治三十二年ノ制定ニ係ルモノテ只往時ノ所謂「とりあげ婆」ナルモノヲ對象トシテ立セラレタルモノデアリマス爾來三十有餘年ヲ經タル今日醫術ハ驚クベキ進歩ヲ爲シ藥學ノ一等國ヲ矜リツツアル我ガ日本ガ十有餘年前ノ「產婆規則」ヲ以テ今日其ノ上進歩セル助產業務取締ニ適用シテ居ルデアルカラ其處ニ幾多ノ不備缺陷ノアルトハ寧ロ當然ト言ツテ宜イ位デアリマス第一ハ其ノ名稱デアリマス産婆ト謂フハガ不適當ニシテ本來「產」ナル文字ハ自動車デアツテ「產ム婆」デハ甚ダ不合理ト言ハトナラヌ今日畏クモ宮中ニ於カセラレテニ助產ノ仕事何々、助產婦何ノ某ト言フ御ニ

正規産ノミ取扱ヒ異常産ハ一切之ヲ専門産科醫ニ委ヌルコトトナツテ居ル併シナガラ元來產ナルモノヘ特殊病者ノ外正規産ト異常產ト判然ト豫知セラルベキモノニ非ズ產婆ガ方當妊娠ニシテ正規産ナリト診察豫期セルモノガ俄ニ異常産ニ急變スル事例頗ル多ク其ノ場合產婆ハ法規ノ不備ナルガ爲ニ母兒兩體ノ生命ニ關スル重大危急ヲ拱手傍観スルヲ餘儀ナクサレ實ニ人道上忍ブベカラザル立場ニ置カルルコトドナル同條但書ニテ臨時救急ノ手當ヲ爲スヲ得トアルモ元來第八條ニ於テ「產婆ハ妊娠產婦婦又へ胎兒生兒ニ對シ外科手術ヲ行ヒ產科器械ヲ用キ藥品ヲ投與シ又ハ之カ指示ヲ爲スコトヲ得ス」ト規定シアリ「但シ消毒ヲ行ヒ臍帶ヲ切り灌腸ヲ施スノ類ハ此ノ限ニ在ラス」トアル爲產婆トシテハ唯消毒、臍帶切斷、灌腸器具類ノ用意アルノミニテ他ハ全ク準備致シ居ラズ稀ニ用意周到ナル產婆アリテ臨時救急ノ手當ヲ爲シ得ルダケノ準備アリテ其ノ處置ヲ爲サンタル所爲ナリトシテ司直ノ取調ヲ受ケ法規ノ不備ナル所ヨリ其ノ裁判モ一審ニ審各、其

セ
ヌ

○青木雷三郎君　日程第十八乃至第二十一、三案ヲ一括シテ議長指名、九名ノ委員ニ仕

葉ヲ御使用ノ由拜聞スル且ツ又一般ノ産婆自身モ産婆ナル名稱ヲ嫌ウテ助産婦、助産師ト言フガ如キヲ希望シテ既ニ表看板其ノ鐵地ニ使刃シ居レ見夫デアリマス故ニ其ノ鐵

ノ解釋ヲ異ニシ昭和九年三月三十一日漸ク
大審院判決ニ依リテ之ガ無罪トナリタル判
例アル程ニテ斯ノ如ク嚴重ナル取調ヲ受ケ
法廷ノ係争ヲ要スル幾多ノ前例ヨリ產婆ト
シテハ世人ノ信望ヲ失墜スルコト甚大ナル
ヲ惧レ此ノ救急手當ヲ敢テ爲スダケノ果斷
力ヲ有スル者ハ皆無ト謂フベク全ク人道上
ヨリ見テ看過スペカラザル狀況ニアリマス
而モ產ニ於ケル救急處置ハ之ハ専門產科醫
ノ手ニ俟ツノ餘裕ナキ火急迅速ヲ要スル
モノデアル隨ツテ専門產科醫ノ立會ツタ
時ハ既ニ手後レトナリ取返シノ付カヌ
悲慘事ヲ惹起スルノ例ハ田舎ノ如キ専門
產科醫ヲ呼寄スルニ數時間ヲ要スル場
所ニ於テハ枚舉ニ追アラズ都會地ニ於
テスラ吾人ハ幾多ノ斯カル事例ヲ見聞
スル所デアリマス兔角法律ハ明ナルラ良シ
トス臨時救急處置ハ法律用語ノ所謂緊急避
難ニモ釣合フベキ事柄デアルカラ之ヲ本法
案第五條第二項ニ「助產師ニシテ命令ノ定ム
ル所ニ依リ特別ノ講習ヲ受ケ地方長官ノ認
定ヲ得タル者ハ救急ノ手當トシテ助產ニ必
要ナル皮下注射（強心剤、止血剤、陣痛促進
剤ノ注射）、會陰縫合術、側方切開術及生
兒假死蘇生劑注射ヲ施スコトヲ得」ト明ニ
之ヲ認メテ助產業務ノ權限ヲ擴張シタノデ
アル現行法規ニ於テハ之ガ曖昧ナル爲產婆
ハ人道上見ルニ見兼ネテ應急處置ヲ執ルヤ
其ノ產婆ハ之ヲ公ニスルコトヲセヌ祕密ニ
行ハレテ居ルコト亦多ク隨ツテ其ノ弊害モ
モノデアルトカ或ハ注射ヲ濫用スル憂ヒア
リトシテ反對スル者アルモ之ハ醫師ノ來ル
迄ノ救急處置ニシテ醫療行為ニ非ズ寧ロ醫
師トシテモ助產師ノ手ニシテ救急手當、救
急處置ノ施サレルコトハ自己ノ臨床スル場
合其ノ責任が輕減セラレルコト故之ヲ希望

シ居ル所デアリマス即チ從來助產業權ノ狹
小ナルヲ擴充シタルニ過ギナイ此ノ點ニ付
テハ苟クモ事人間生命ニ關スル以上職業領
域ノ限界ヲ超越シテ萬全ヲ期スベキデアリ
マス

今ヤ諸外國ニ於テハ產婆ニ殆ド醫師ト同程
度ノ業務權ヲ與ヘ獨逸ノ如キハ產婆ニ整形
外科ノ一部ノ施術ヲ許シ若シ產婆ニシテ不
具者ノ届出アル場合ハ行政官ハ該產婆ノ手
落ト判明スレバ之ヲ嚴罰シ一面ニ於テハ每
年產婆開業資格ノ確知試験ヲ行ヒ之ニ不合
格ナル者ハ翌年ノ試験ニ合格スル迄ハ其ノ
業務ヲ停止セシムルト云フガ如キ制度ニナッ
テ居リ夫レ丈助產ノ業務ヲ重大視シテ居ル
ノデアリマス今日我ガ國ノ醫學醫術ノ進歩
ハ寛ニ著シキモノガアリ先進國獨逸ノ壘ヲ摩
スルノ時醫學醫術ノ領域ニ在ル助產ノ業務ヲ
甚ダ輕視シ依然トシテ往時ノ「とりあげ婆」
ヨリ一步モ出デヌ所ノ產婆ノ地位ニ放置
シアルコトハ帝國第二國民ノ保健ト衛生上
トヨリ見テ山々シキ問題ト言ハネバナリマ
セヌ更ニ一步進ンデ考ヘレバ是ハ助產師デ
ナク助產醫トシテ少クトモ助產ニ關スル限
リハ醫師ト對等ノ業務權ヲ與ヘテモ不都合
ハナインデアリマス併シ現在ノ產婆ヲ一躍
醫師ト同等ニ法律上之ヲ昇格セシムルコト
ハ其ノ間產婆ノ學識技能ガ伴ハヌ虞レモア
ルカラ先づ助產師トシテ醫師ニ準ゼシムル
コトガ當ラ得タルモノト思ヒマス是レ本案
ヲ提出シタ所以デアリマス

衆議院議事速記録第十四號中

正誤

二五九	正誤	行段	頁
三三〇	論斷	公債利潤	正誤